平成２５年（フ）第２７９号
仙台市太白区八木山南６丁目２番地の１
破産者　小山日出男
１　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
２　一般調査期日　平成26年２月14日午前11時
平成25年10月18日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
最後の住所山梨県甲府市下向山町1280番地１　コスモ
破産者　被相続人亡水上武男相続財産
１　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
２　一般調査期日　平成26年１月24日午後３時30分
平成25年10月18日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４６号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字焼山47番地23　パーク・アベニュー102号
破産者　深谷　敏雄
１　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
２　一般調査期日　平成25年12月25日午前11時40分
平成25年10月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２９３号
北海道恵庭市恵み野里美１丁目450番地４、開始決定時の住所北海道恵庭市西島松450番地４
破産者　九谷田節子
１　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
２　一般調査期日　平成26年１月17日午前11時
平成25年10月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１号
岐阜県羽島市福寿町浅平２丁目26番地　プラッツ・ジマ201号室、開始決定時の住所岐阜県羽島市竹鼻町狐穴967番地12
破産者　坂　　和夫
１　破産債権の届出期間　平成25年12月２日まで
２　一般調査期日　平成26年１月21日午前10時40分
平成25年10月21日　　岐阜地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２４年（フ）第６６３０号
大阪市中央区島町１丁目４番７号604号
破産者　株式会社エヌ・ブラッド
１　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
２　一般調査期間　平成26年２月12日から平成26年２月21日まで
平成25年10月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８０８号
兵庫県川西市大和東１丁目98番地の17
破産者　名和　道紀
１　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
２　一般調査期間　平成26年２月12日から平成26年２月21日まで
平成25年10月18日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第６号
石川県羽咋郡宝達志水町北川尻２の部131番地
破産者　南谷　茂雄
異議申述期間　平成25年12月20日まで
平成25年10月21日　金沢地方裁判所七尾支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３４０号
福岡市中央区天神４丁目５番10―1109号
破産者　西澤　健之
免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
平成25年10月18日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第７号
栃木県那須塩原市塩原355番地
清算株式会社　玉屋株式会社
清算人　君島　勇人
１　決定年月日　平成25年10月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２号
滋賀県守山市守山４丁目６番11号
清算株式会社　株式会社アクト
１　決定年月日　平成25年10月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
鳥取県東伯郡北栄町東園305番地３
再生債務者　株式会社松本鉄工所
１　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年12月19日から平成25年12月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（再）第１号
鳥取県米子市両三柳4345番地
再生債務者　有限会社荒濱建築工務店
代表者代表取締役　荒濱健太郎
１　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年12月17日から平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

再生債権の特別調査期間

平成２５年（再）第３号
千葉県松戸市常盤平６丁目１番地８
再生債務者　医療法人社団ときわ会
特別調査期間　平成25年11月14日から平成25年11月15日まで
平成25年10月18日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

決議に付する決定

平成２４年（再）第６号
札幌市南区石山二条３丁目14番１号
再生債務者　京田食品株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年７月26日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月12日まで
平成25年10月18日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第３号
千葉県松戸市常盤平６丁目１番地８
再生債務者　医療法人社団ときわ会
１　決議に付する計画案　平成25年９月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年12月11日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年12月３日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月26日
平成25年10月18日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続終結

平成２１年（再）第４号
愛媛県松山市柳井町１丁目８番地５
再生債務者　愛媛冷暖房株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年10月17日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３４号
栃木県宇都宮市御幸本町4559番地３　ナイスアーバン御幸本町605号室
再生債務者　星　恵里華
１　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月21日から平成25年11月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部